

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

## 三重厚生年金 事案 1854

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで  
申立期間における標準報酬月額が、厚生年金保険の加入記録では 2 万円、事業所から入手した退職者の厚生年金保険加入履歴では 2 万 6,000 円となっており、相違しているため調査の上、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る厚生年金被保険者台帳には、昭和 39 年 10 月 1 日付け改定及び 40 年 8 月 1 日付け改定時の標準報酬月額はいずれも 2 万 6,000 円と記載されており、申立人が提出した事業所発行の「退職者の厚生年金保険加入履歴」の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

しかし、当該事業所は、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の保険料控除額を確認できる賃金台帳等は保管していない旨の回答をしており、これらを確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、当該事業所の社会保険事務を担当している者は、同じ職種であれば基本給は同じである旨の回答をしているところ、オンライン記録では、申立人と同じ職種の同僚の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人と同額となっていることが確認できる。

さらに、A社B支店の厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の申立期間における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年頃から 41 年頃まで

申立期間において、A社で営業社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶する同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、A社は平成 13 年 8 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により判明した元代表取締役は他界しているため、その親族に照会したものの、「会社の資料は何も残っていない。」との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿及び原票には、申立期間について申立人の氏名及び被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間のうち、昭和 36 年 5 月 19 日から 37 年 8 月 1 日の期間、同年 10 月 1 日から 38 年 8 月 29 日までの期間、及び同年 11 月 1 日から 39 年 2 月 21 日までの期間について、それぞれA社とは別の事業所において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる上、申立人自身も、「A社では、他の仕事の非番の時や夜勤明けの時に副業として働いていたので、勤務日は決まっていなかった。」と供述している。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 31 日まで  
申立期間について、A会に2年間勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B事業所（「A会」を併設。）から提出された労働者名簿及び給料台帳並びに同事業所の現事業主の供述から、申立人が同事業所で勤務し、A会の事務を担当していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所及び同事業所併設のA会は、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同事業所から提出された上記給料台帳により、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B事業所の申立期間当時の事業主はすでに他界しているため、現在の事業主に照会したところ、「申立期間当時は、父親が個人事業主として事業所を営んでいたが、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。申立人には、A会の事務を一人で担当してもらっていたが、給料台帳からも分かるように、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」との供述を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。